

第 1 部

北海道農業・農村の動向

第1章 北海道農業・農村を取り巻く情勢

1 本道農政に関するトピックス

トピック 1

食料安全保障の強化と食料・農業・農村基本法の見直し

(国が「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を取りまとめ)

食料・農業・農村基本法（以下「基本法」という。）は、急速な経済成長と国際化の著しい進展等に伴う農業生産の停滞や農村活力の低下、農業・農村に対する国民の期待の高まりなどを背景として、農業の発展と農業者の地位向上を目的に昭和36年（1961年）に公布された農業基本法に代わり、国民から求められる農業・農村の役割を明確化し、その役割を果たすための農政の方向性を示すものとして、平成11年（1999年）に制定されました。

基本法の制定からおよそ四半世紀が経過し、その間、途上国を中心として世界人口は急増し、食料需要も増加する一方、気候変動による異常気象の頻発化や地政学リスクの高まりにより、世界の食料生産・供給は不安定化しており、また、我が国では長期にわたるデフレ経済下で経済成長が鈍化したのに対して、中国やインド等の新興国の経済は急成長した結果、世界における我が国の相対的な経済的地位は低下し、必要な食料や生産資材を容易に輸入できる状況ではなくなりつつあります。

また、国内農業に目を向けると、農業従事者の減少・高齢化や農村におけるコミュニティの衰退が懸念される状況が続く中、平成21年（2009年）には総人口も減少傾向に転じ、国内市場の縮小は避けがたい課題となっており、加えて、SDGs（持続可能な開発目標）の取組・意識が世界的に広く浸透し、自然資本や環境に立脚した農業・食品産業に対しても、環境や生物多様性等への配慮や対応が社会的に求められ、今や持続可能性は農業・食品産業の発展や新たな成長のための重要課題として認識されるに至っています。

国は、これらの我が国の食料安全保障にも関わる大きな情勢の変化や課題が顕在化したことから、基本法に基づく政策全般にわたる検証・見直しを行い、令和5年（2023年）5月、食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会（以下「基本法検証部会」という。）において、基本法の検証・見直しについて中間取りまとめを行い、6月には、国の食料安定供給・農林水産業基盤強化本部において、「平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立」、「環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換」、「人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立」の新たな3つの柱に基づく政策の方向性が取りまとめられました。

(本道の実情が反映されるよう国に対し提案)

道では、令和5年（2023年）3月に、こうした基本法の検証・見直しの動きに対応し、我が国最大の食料供給地域である本道の実情が反映されるよう、「国内で生産できるものはできる限り国内で自給することを基本に、農業の生産基盤と生産力の維持・強化」を図ることや「国内自給を基本とした食料安全保障の強化」の明示などについて、国へ提案するとともに、7月26日に札幌市で開催された基本法検証部会地方意見交換会において、本道農業・農村の現状や今後の取組方向について意見陳述を行い、さらには、8月31日に基本法検証部会の中間取りまとめに関する提案を国に提出しました。

図表1-1-1 食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会中間取りまとめに関する提案概要（北海道）



資料：北海道農政部作成

【基本法検証部会地方意見交換会北海道ブロック（札幌会場）における北海道農政部長意見陳述要旨】

今回示された、中間取りまとめは、北海道がこれまで、農業団体などと一体となって取り組んできた政策の方向と一致しており、この方向に沿って支援していただければ、我が国最大の食料供給地域として貢献。

なお、その際、農業生産を担う「担い手」や労働力として担い手を支える「人材」、農村コミュニティの維持や地産地消などに取り組む、地域に暮らす「農業・農村の守り手、応援団」など、それぞれの役割に政策的な視点を当てた、支援策の打ち出しが重要。

（食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案を国会に提出）

国は、令和6年（2024年）2月に、食料安全保障の確保や環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等の実現を目指して、基本理念の見直しと関連する基本的施策を定めた「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案」を閣議決定し令和6年（2024年）の通常国会に提出しました。

本改正案については、これまで道が提案してきた内容がおおむね反映されています。

図表1-1-2 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案の概要



資料：農林水産省作成

トピック 2

生産資材価格等の高騰の影響と農業者への支援

(道の「価格高騰等経済対策」を決定)

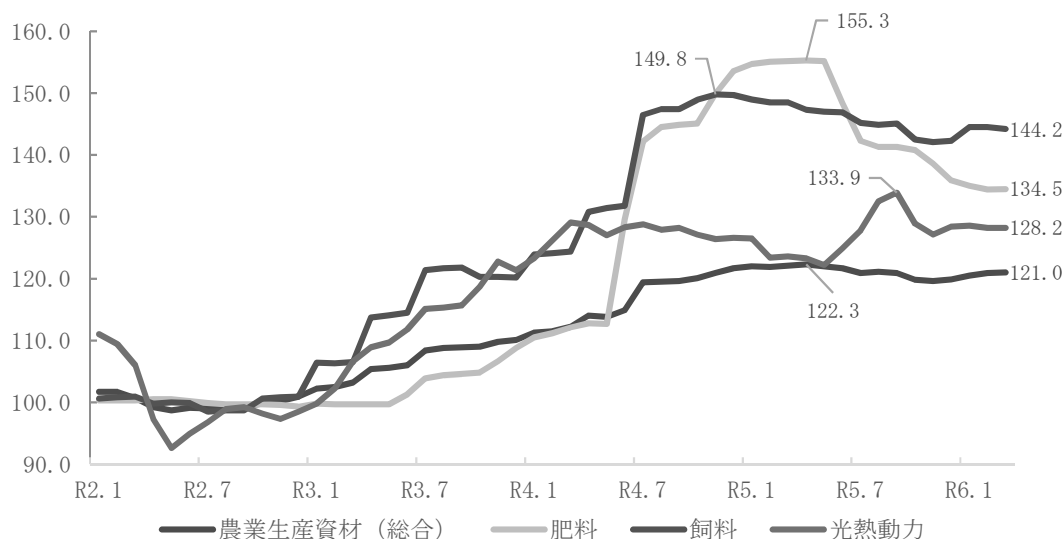
長期に及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ウクライナ情勢に端を発した国際情勢の変化や円安基調と相まって、エネルギー、原材料等の価格や供給動向が見通せず、道民の生活、農林漁業者や商工業者をはじめとする事業者の経営環境が厳しくなることが懸念される中、道では、令和4年（2022年）7月に「コロナ禍における価格高騰等緊急経済対策」を策定し、各般の施策を推進してきました。

しかしながら、物価高騰の影響が長期化していることから、国が令和5年（2023年）3月に決定した「物価高克服に向けた追加策」を踏まえ、道では、5月に、道民生活や本道経済への影響緩和に向けた新たな「価格高騰等経済対策」を決定しました。その後、国が11月に決定した「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえ、12月には価格高騰等経済対策の改定を行うなど、将来にわたり道民が安心して暮らし続け、事業者の成長を支援する施策に取り組んでいます。

(農業分野における物価高騰等対策を推進)

令和5年度（2023年度）の農業分野における物価高騰対策については、国の各種対策に加え、道独自の対策として、飼料価格高騰による影響の緩和を目的とした配合飼料価格安定制度の生産者積立金の全額支援や自給飼料の生産拡大に取り組む酪農経営者への支援、農業経営者の肥料購入費への支援、土地改良区等における電気料金の高騰分への支援、施設園芸に係る省エネ及び暑熱対策機器・設備等の導入支援、消費拡大対策などに取り組みました。

図表1-1-3 農業生産資材価格指数の推移



資料：農林水産省「農業物価統計調査」を基に作成

注：1) 令和2年（2020年）の平均価格を100とした各年各月の数値。

2) 令和5年（2023年）、令和6年（2024年）の数値は概数値。

図表1-1-4 農業分野における道の物価高騰等対策（令和5年（2023年）12月）

	令和4年度の対策	令和5年度の対策			
		当初・第5回定例議会(2月)	第1回臨時議会(5月)	第2回定例議会(7月)	第4回定例議会(12月)
酪農支援	自給飼料生産利用推進緊急対策事業【1億円】<2定> ・子実用とうもろこし、飼料用米関連機械等の導入 補助率1/2以内 酪農畜産経営安定化支援緊急対策事業【24億円】<3定> ・生産者積立金を全額支援 600円/ト ・道産チーズの需要拡大 酪農生産基盤確保対策事業【32億円】<4定> ・繁殖経費を支援 6,800円/頭 ・国の飼料価格高騰緊急対策事業の7,200円/頭と合わせて 14,000円/頭	農業近代化資金利子補給金【1.5億円】 ○農業者等の資金借入に対する支援（物価高騰の影響を踏まえ融資枠を拡大） ・融資枠 40億円 ※肥料のほか施設・資機材等が対象	配合飼料高騰対策緊急支援事業【25億円】 ○飼料価格の高騰による酪農・畜産経営への影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度の生産者積立金を全額支援 ・生産者積立金を全額支援 600円/ト 酪農生産基盤確保対策事業【33億円】 ○本道の酪農経営の維持・発展を図るため、飼料価格の高騰の影響を受ける酪農家が行う優良な乳用牛群を確保するための経費を支援 ・繁殖経費を支援 6,800円/頭		自給飼料生産支援緊急酪農対策事業【24億円】 ○酪農経営の安定を図るため、良質な自給飼料の生産拡大等に取り組む酪農家を支援 ・飼料増産等の取組への支援 5,000円/頭
	化学肥料購入支援金給付事業【21億円】<2定> ・農業者の肥料購入費 3,125円/ト 土壌診断体制整備緊急支援事業【5千万円】<4定> ・土壌分析機器、周知機器の導入 補助率1/2以内				肥料価格高騰緊急対策事業【21億円】 ○価格高騰の影響を受けている肥料の営農経費に対し支援金を給付 ・農業者の肥料購入費 3,125円/ト
燃油・電気・ガス等 施設園芸エネルギー転換促進事業【2.5億円】<2定> ・無加温ハウスの整備、省エネ機器や資材等の導入 補助率1/2以内 農業水利施設電気料金高騰対策緊急支援事業【2.3億円】<3定> ・令和4年の農業用水使用期間の電気料金高騰分 補助率10/10		農業水利施設電気料金高騰対策緊急支援事業等【2.6億円】 ○土地改良区等における農業水利施設の適切な維持管理に向けて、電気料金の高騰分を支援 ・令和5年の農業用水使用期間の電気料金高騰分 補助率7/10以内		施設園芸生産基盤緊急支援事業費【2.0億円】 ○施設園芸に係る省エネ及び暑熱機器・設備等の導入を支援 ・無加温ハウスの整備、省エネ機器及び暑熱対策に資する機器導入経費 補助率1/2以内	
消費拡大	てん菜糖消費拡大推進事業【1千万円】<4定> ・首都圏でのプロモーション活動やPR動画の作成	牛乳乳製品購入事業【-】 ○農業団体と協調して子ども食堂や児童養護施設へ牛乳乳製品を配布 ・脱脂粉乳・L.L牛乳の配布			

資料：北海道農政部作成

トピック 3 地球温暖化や記録的な高温による農作物への影響とその対応

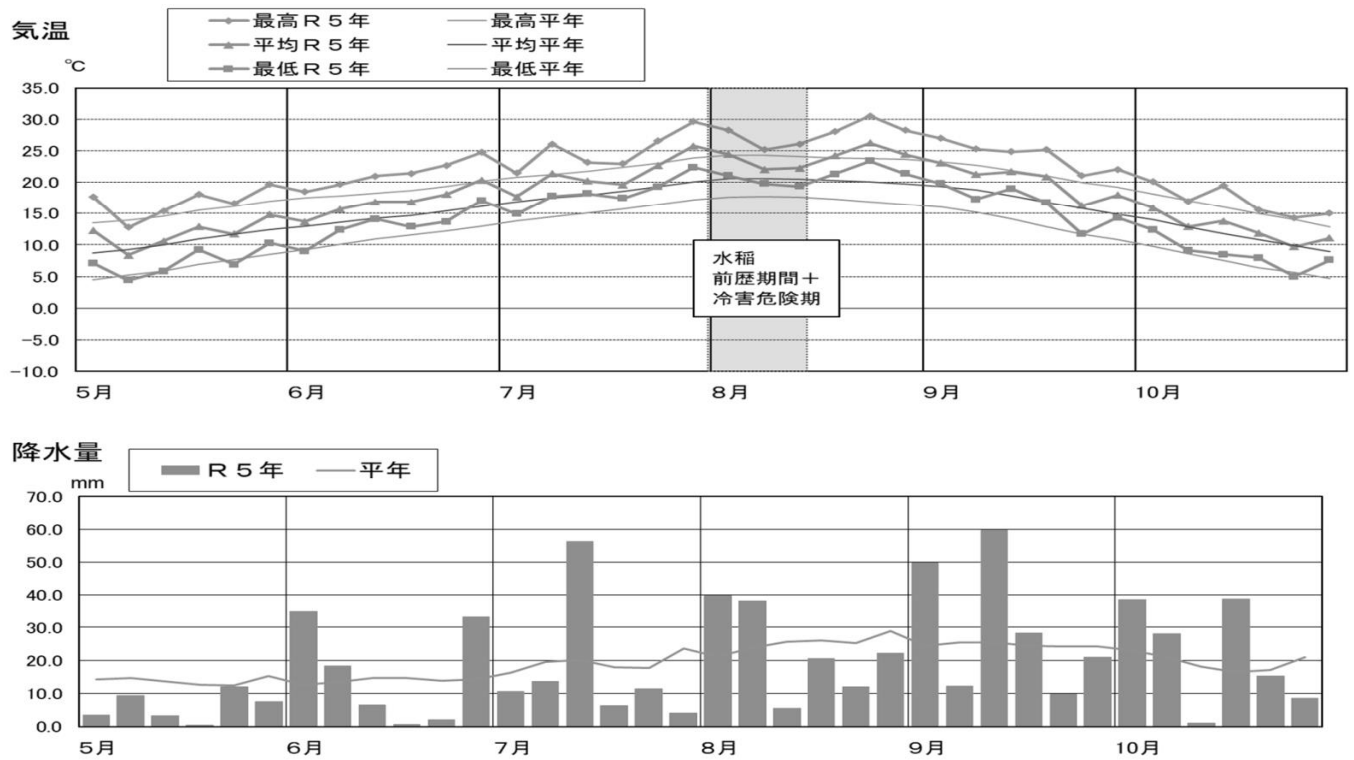
(統計開始以降、最も高い気温を記録)

札幌管区気象台の観測データによると、令和5年（2023年）の5月から10月の観測気温は全道的に高く推移し、特に6月から8月までの全道における平均気温の平年差は+3.0℃と、平成22年（2010年）の+1.9℃を抜き、昭和21年（1946年）の統計開始以降、最も高い記録となり、また、道内の22地点中7地点で日最高気温の1位を記録（札幌：36.5℃、岩見沢35.7℃、函館35.4℃など）したほか、日最低気温が平均気温の平年値並に高く推移しました。

全道の降水量は、5月を除き、平年並又は平年より多く推移しましたが、地域別では、太平洋側が平年よりも少ない傾向で推移し、日本海側とオホーツク海側では6月上旬や8月上旬など平年よりかなり多い時期がありました。

全道の日照時間は、平年並又は平年より多く推移しましたが、日本海側とオホーツク海側の7月中旬では、平年よりかなり少ない時期がありました。

図1-1-5 全道の月別気象経過（令和5年（2023年）5月～10月）



資料：札幌管区気象台管内22地点観測点平均値を基に北海道農政部作成

